

## さくら市いきいきスポーツ教室に対する施設無料開放実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、さくら市内体育施設の有効利用を図ると共に、生涯スポーツの振興発展と高齢者の健康増進に寄与するため、さくら市教育委員会が認定した団体（以下「認定団体」という。）に対して、さくら市体育施設条例（平成17年条例第99号。第4条において「体育施設条例」という。）第9条又はさくら市都市公園条例（平成17年条例第155号。第4条において「都市公園条例」という。）第10条の規定により使用料を免除（以下「無料開放」という。）することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (認定団体)

第2条 認定団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) さくら市に在住する者で構成された、10名以上の団体
- (2) おおむね60歳以上の者で構成される団体
- (3) 活動期間が6ヶ月以上で、かつ、毎月1回以上活動している団体
- (4) さくら市教育委員会で定める生涯スポーツ推進方針に適合した生涯スポーツ活動を行っている団体

### (対象事業)

第3条 無料開放の対象となる事業（以下「いきいきスポーツ教室」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認定団体が行う練習会
- (2) 認定団体が登録料及び参加料等を徴収せずに行う交流大会その他の行事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める事業

### (対象施設)

第4条 無料開放の対象となる施設は、体育施設条例第2条に規定する体育施設及び都市公園条例第8条第1項に規定する有料公園施設とする。

### (対象日時等)

第5条 無料開放の対象となる日時は、さくら市の休日を定める条例（平成17年さくら市条例第2号）第1条第1項に規定する日又はさくら市体育施設条例施行規則（平成17年さくら市教育委員会規則第32号。第8条において「体育施設条例施行規則」という。）第2条第1項に規定する休場日ではない日の午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、前項に規定する日時を変更することができる。

### (認定申請)

第6条 認定団体としての認定を受けようとする団体は、いきいきスポーツ教室認定団体申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、教育委員会へ提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書

(2) 団体員名簿

(3) 活動実績書

(団体の認定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときはいきいきスポーツ教室認定団体通知書(様式第2号)により当該団体に通知するものとする。

(認定の取消し)

第8条 教育委員会は、施設内の秩序を乱し又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為若しくはこれらのおそれのある行為を確認した場合は、当該団体の認定を取り消すことができる。

(無料開放の制限)

第9条 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、教育委員会は無料開放の対象としない。

(1) 第6条の規定による申請の内容と認定団体の実際の事業内容が異なると認められる場合

(2) 専ら営利を目的とする利用の場合

(3) 認定団体以外の利用がある場合

(4) 一の認定団体が第4条に規定する施設を週3回以上利用しようとする場合

(5) 体育施設条例施行規則第6条又はさくら市都市公園条例施行規則(平成17年さくら市規則第133号)第5条第2項に規定する様式を利用日の7日前までに教育委員会に提出しなかった場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の目的に反する利用の場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。